

## ■ 傷害致死被告事件

— 介護している母を死なせてしまった。実刑か、それとも? —

東京農業大学第一高等学校中等部3年生 (2008年3月)

\* 弁護士による事前授業の後、國學院大學法科大学院の法廷教室において実施しました。

■今井 皆さん、おはようございます。弁護士の今井でございます。ようこそ、國學院大學の法廷教室へ。

今日は、1学期と2学期と教室でやってきた集大成として、模擬裁判ということで、一週間前から、準備した成果を発揮してください。今日は、大勢の方に協力いただいております。協力していただいている方を簡単にご紹介したいと思います。

一番前に座っているのが、本学の國學院大学ロースクールの今度3年生になる書記官役の〇〇さんと廷吏役の△△さんです。次に、皆さんの指導にあたっていただくということで、検察官チームの人は、弁護士の松田先生、それから、弁護人としては、弁護士の吉田先生。吉田先生は、東京大学を卒業して、國學院大學のロースクールを出まして第一号の弁護士です。かつて、私の生徒でした。裁判官チームの指導官といたしまして、弁護士の矢野先生。ご主人が裁判官でいらっしゃいます、矢野弁護士、よろしくお願いします。

それから、証人役に私の法律事務所の顧問先のご夫婦にお越しいただきました。□□ご夫婦です。よろしくお願いします。

では、これから、被告人と刑務官が登場いたしますので、ちょっと、お待ちください。(一同 ざわめき)

被告人は、皆さんご存知の東京農業大学第一高等学校の荻原先生です。それから、刑務官役ですが、▽▽君です。本学ロースクールの今度3年生ですが、東京農大の第一高等学校を卒業して、皆さんの先輩に当たります。

授業ですので、裁判形式でやりますけど、私が裁判長の役をやらせていただいて、進めていきたいと思います。

\*\*\*

まず、皆さんは裁判は最初なので、どういう動きをするか、概略説明してからいきたいと思います。

最初に、被告人の名前を確認したり、検察官役が起訴状朗読をしたりします。これを冒頭手続きといいます。次に、証拠調べ手続きに入り、まず検察官側証人の前川信一郎の尋問、それから弁護人側証人の花村恵子の尋問。そして、被告人質問の順番で進めます。そのあと、検察官チームの論告、そして弁護人チームの弁論をしてもらいます。

注意を幾つかしておきたいのですが、皆さんが発言できる機会を設けますが、その場で発言して

ください。その際にですね、立って発言してください。それは、検察官チームも弁護人チームも一緒です。

裁判官のほうも自由に質問できますが、裁判官だけは、立たないです。裁判官は座って質問しますので、その通りにしてください。

被告人質問が終わって、論告弁論が終わった後で、およそ15分から20分の休憩を入れます。その間に裁判官チームで、執行猶予付けるのか？ 実刑にするのか？ という評議をする、ということになります。

よろしいですか。それでは始めます。

\*\*\* 開廷（冒頭手続） \*\*\*

■**廷吏** 起立。例。着席。

■**今井** それでは、開廷いたします。被告人は前に。名前はなんと言いますか？

■**大二郎** 前川大二郎と言います。

■**今井** 生年月日はいつですか？

■**大二郎** 昭和25年1月22日

■**今井** 本籍はわかりますか？

■**大二郎** 東京都世田谷区桜3丁目33番

■**今井** 今、住んでいるところは、どこになりますか？

■**大二郎** 東京都世田谷区桜3丁目33番1号 東京都住宅供給公社桜本町第1住宅2号棟713号室

■**今井** 職業は、ここに無職と書いてありますが、それでよろしいですか？

■**大二郎** 間違いございません。

■**今井** それでは、被告人に対する傷害致死事件について、これから審理を始めます。最初に検察官に起訴状を朗読していただきます。

■**生徒** 公訴事実。「被告人は、平成20年2月3日午前2時ころ、東京都世田谷区桜3丁目33番1号所在の東京都住宅供給公社桜本町第1住宅2号棟713号室前川キミ宅において、母である前川キミ（当年80年）に対し、その腰部を足蹴して転倒させる暴行を加え、同女に外傷性くも膜下出血の傷害を負わせ、よって、同日午前6時ころ、東京都渋谷区東4丁目10番28号所在の渋谷病院において、同女を上記傷害に基づく脳圧迫により死亡させたものである。」「罪名および罰状、傷害致死 刑法第205条」以上です。

■**今井** 被告人は、検察官が今、呼んで聞かせた、中身はわかりますか？

■**大二郎** はい。

■**今井** ではこれから、この事実について審理を始めて行きたいと思いますが、最初に被告人に申し伝えたいことがあります。被告人には、黙秘権というものがあります。言いたくないことがあ

ば言わなくてかまいません。ただし発言する以上は、それが、有利になるにせよ不利になるにせよ、全て証拠として採用されることになりますので、発言する時は、注意して発言してください。その上でお聞きしますが、今、検察官が聞かせた事実、あなたが、今年の2月3日2時ころ、あなたの家であなたのお母さんに対して、腰を足蹴にした結果、キミさんを死亡させてしまった、こういう事実なんです。これに間違いがないかどうか、お伺いします。

■大二郎 間違いございません。

■今井 弁護士ご意見があれば。

■生徒 同じです。

\*\*\* 検察側証人前川信一郎 \*\*\*

■今井 それでは、検察官側の証人尋問を始めます。前川信一郎さんいらしてください。お名前はなんといいますか？

■信一郎 前川信一郎といいます。

■今井 生年月日・住所は、先ほど書いてもらったものに間違いありませんか？

■信一郎 はい、間違いございません。

■今井 それでは、これから、あなたに証人として話を伺います。その前にウソを言わないということで、宣誓してください。宣誓書を手を持って、声を出して読んでください。最後に名前を言ってください。

■信一郎 「宣誓。良心にしたがって真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。」  
証人、前川信一郎。

■今井 宣誓の趣旨はわかりますか？

■信一郎 はい。

■今井 故意にウソをついたりすると、偽証罪ということで罰せられることがありますので気をつけてください。記憶にあるままにお答えください。そこに椅子があるので、引いてお座りください。それでは、検察官のほうから、質問してください。

\*\*\*

■生徒 まず質問ですが、あなたと被告人の関係は、どういう関係でしたか？

■信一郎 弟の大二郎とは、私が兄でございます。

■生徒 被告人の母の身体からアザがあったんですが、日ごろから暴行をしていた様子はあったんですか？

■信一郎 はい、私は直接見たことはないんですが、前に一度か二度、お袋の顔にアザがあったことがありまして、お袋に聞きますとその時は、転んだと言っておりました。ところがお袋は、オドオドしておりましたので、私は弟に殴られたんだと思っています。

■生徒 じゃあ、弟に殴られたということでもいいですか？

- 信一郎 はい、私はそう思っております。
- 生徒 被害者のキミさんの症状は、痴呆の症状はどれぐらいのものだったんですか？
- 信一郎 被害妄想だとか、食事を食べさせたのに、「食べさせてもらえない」と近所の人に言っているということは聞いております。
- 生徒 次に聞きしますが、オドオドしていたとおっしゃっていましたが、当時の様子を話して欲しいんですが。
- 信一郎 はい、その時は、やはりお袋のことですから、オドオドしたということで多分、弟をかばっていたのではないかと、私は思っています。
- 生徒 被告人の日ごろの様子は、どのようなものでしょうか？
- 信一郎 たった二人の兄弟ですが、お袋は非常に弟をかわいがっておりました。
- 生徒 被害者の症状は、どのようなものだったんでしょうか？
- 信一郎 顔にアザがあったということで、特に顔以外のアザは、確認しておりません。
- 生徒 日ごろから、被害者は大二郎さんに対し、荒々しい言葉遣いがあったのでしょうか？
- 信一郎 いえ、私は直接見ておりません。
- 生徒 大二郎さんが仕事をリストラになった理由をご存知でしょうか？
- 信一郎 いえ、弟が会社からリストラされたということだけで、詳しくは聞いておりません。
- 生徒 ケンカした時に大二郎は介護保険や年金について、なにか言っていましたか？
- 信一郎 私のほうは、「施設に預ける」と再三言っておりましたが、弟は、「施設に預けるのはかわいそうだ」と、なかなか施設のほうには、手続きはしなかったです。
- 生徒 あなた自身は、それは本心だと思いますか？ ケチだと思いますか？
- 信一郎 弟にしょっちゅう働けとは言っておりましたんで、それが本心かどうかは、わかりません。
- 生徒 こちらからは以上です。

\*\*\*

- 今井 それでは、弁護人側反対尋問。
- 生徒 信一郎さんにお聞きしたいんですけど、信一郎さんは、仕事が、弁当屋の仕事が忙しかったんですよね？
- 信一郎 はい。
- 生徒 では、日ごろからキミさんの面倒を……、キミさんの家に日ごろから行っていた訳ではありませんよね？
- 信一郎 はい、たまに弁当を届ける程度しか、時間が取れませんでした。
- 生徒 ということは、たまにっていうことは、普段からの大二郎さんの行動やキミさんがどういう生活をしていたなどは、詳しくは知りませんよね。
- 信一郎 はい、恥ずかしながら、詳しいことは知りませんでした。
- 生徒 小さいころにキミさんは、大二郎さんを随分かかわいがっていて、信一郎さんには、厳しか

ったですか？

■信一郎 はい、お袋は、私には大変厳しくて、よく叩かれもしましたが、弟の大二郎は、小さい時から、「大ちゃん、大ちゃん」と言って、大分かわいがっておりました。

■生徒 それは、自分の偏見だとは、思いませんか？

■信一郎 お袋から、私は長男ということで、お兄ちゃんということで言われておりましたんで、自然だと私は解釈しております。

■生徒 あなたは、介護保険を適用したり、施設に預けたりしたほうがいいって言っていましたよね。

■信一郎 はい。

■生徒 では、大二郎さんが、そこで否定したのなら、直接その保険のところに言わなかったんですか？

■信一郎 弟には、施設に預けろとか、介護保険を適用しろとかいうことで大分、意見をさせてもらいましたが、やはり、日ごろ私が直接面倒を見なかったんで、それ以上のことは言えませんでした。

■生徒 では、もし、信一郎さんの働いている弁当屋で、信一郎さんのご家族と、大二郎さんと一緒に住むというのは、考えなかったんですか？

■信一郎 弁当屋は、女房と二人で朝から晩までの仕事で儲けも少なく、そういう時間が取れなかった。それが原因だと思います。

■生徒 では、もしなぜ、キミさんと大二郎さんを一緒に住ませてあげて、大二郎さんもその弁当屋で、働かせてあげて、奥さんと大二郎さんの三人で、一人が介護をしてあげて、もう二人が弁当屋で働くということは出来なかったんですか？

■信一郎 弟、お袋のところと私のところは、ちょっと距離がありました。それが非常に難しかったということでございます。

■生徒 一緒に住むということは出来なかったんですか？ 三人でサークル作ってやってあげる。

■信一郎 はい、非常に部屋が狭くて、そういうことが出来なかったのが現状です。

■生徒 信一郎さんが、1, 2度アザがあったことがあって、「どうした？」と聞いたといいますが、もし、キミさんが痴呆症であったならば……、オドオドしていたと思ったんですよね？ その時に痴呆症だからオドオドしていたとは思いませんか？

■信一郎 私は、痴呆症と顔のアザは、まったく別のものと考えておりました。

■生徒 キミさんが行方不明になったこと、知っていますか？

■信一郎 昔ちょこっと、近所の人に聞いたことがございます。

■生徒 キミさんが行方不明の時に、転んだりして、顔にアザを作ったと思いませんか？

■信一郎 いえ、私はそうは思えなかったでした。

■生徒 それは、なぜ言えますか？ なぜ、そういうことが言えますか？

■信一郎 やはり先ほども申した通り、顔にアザがあった時に、お袋に聞いた時に、その時はオド

オドしながら「転んだ」と言ったことが原因だと思います。

■生徒 それはキミさんが、本当に大二郎さんのことを思って言ったんだと思いますか？

■信一郎 はい、多分、私はそうだと思っています。

■生徒 前に戻るんですけど、大二郎さんが55歳なんですけど、その歳で大二郎さんが就職するのは、難しかったと思いませんか？

■信一郎 はい、今の世の中ですから、私は厳しいと思っています。

■生徒 では、なぜその時に、弟はケチしただけと思ったんですか？

■信一郎 私が、とにかくアルバイトでもなんでもしろと、再三言ったんですが、そういう素振りが弟からはまったく感じられなかったんで、そう思っております。

■生徒 大二郎さんがキミさんの介護でとても忙しかったからアルバイトすらも就けなかった、と思いませんか？

■信一郎 それも多少、思っております。

■生徒 では、以上です。

■今井 他に、弁護人は？ 何か付け加えることは？ 検察官、何か付け加えることは？

■生徒 はい。被告人はぶつけて、一つアザが出来たと言っていますが、あなたは、1、2度見たと言っていますよね。

■信一郎 はい。

■生徒 そうなると、あなたと被告人の証言に矛盾を感じてしまうんですけど、それは、殴ったと思いますか？ 転んだと思いますか？

■信一郎 私は、弟に殴られたと今でも思っています。

\*\*\*

■今井 他にありませんか？ それでは、裁判所の方から聞きますけど。

■生徒 大二郎さんが、お母さまに暴力を振るったと思った時に、なぜすぐに対処しなかったんですか？

■信一郎 多分、だいぶ時間が経っていたからだと思います。私が発見した時には、だいぶアザのほうも小さくなっていましたので、弟には、問いただしたことはあるんですが、弟はもちろん「私はやっていない」と申しておりました。

■生徒 キミさんとたまに会ったりとかしたじゃないですか？ それは、どのくらいの頻度で会っていたんですか？

■信一郎 そうですね、私が主に弁当屋のほうをやっておりまして、女房のほうが弁当を届けるタイミングなので、多分、一週間に1、2度というようなかたちで私が直接会うのは、月にいっぺんくらいそんなタイミングでした。

■生徒 信一郎さんは、介護している大二郎さんを不憫に思ったことはないんですか？

■信一郎 はい、私のほうも弁当屋にかまけて、全て弟に任せたという、後ろめたさは、今でも感じております。

- 生徒 幼い時とか、まだ若い時に、父親による暴力とかなかったんですか？
- 信一郎 私たちが小さい頃は、ちよくちよく、酒を飲んで暴れて、女を作って、借金だけを残して出て行ったあと、お袋は、女手一つで私たちを育ててくれましたので、特に直接、私たちには暴力を振るわれた、ということはございませんでした。
- 生徒 暴力を振るわれたことはなかったと、おっしゃいましたが、それは、キミさんが昔の旦那さんから暴力を振るわれたことがなかったということですか？
- 信一郎 いえ、多分、お袋は暴力を振るわれたと思っています。しかし、子どもたちの前では、そういうことはしなかったです、私は見ておりません。
- 生徒 身体のアザは、その時から、あったとわかりますか？
- 信一郎 いえ、私は、顔以外は見ておりません。
- 生徒 あなたのお父さまが亡くなられたのは、いつですか？
- 信一郎 8年前です。
- 今井 それでは、私のほうから……。信一郎さん、あなたの立場はですね、被害者の身内でもあり、加害者の身内でもある立場ですね。この事件が不幸な事件だったんだろうなと思いますけれども。あなたからして、どうしたら、この事件が防げたのかな？と、何か、お考えはありますか？
- 信一郎 弟に全てを任せていたことに、大変、今悔やまれてなりません、私は弟に対して、お袋がどれだけお前を大事にしてきたか、言いたいです。しかし、この事件が起こってしまった以上は、私にも責任の一端はあると思います。しかし、いくら実の弟であっても私は、許せないと思っています。
- 今井 供述調書にもありますけれど、弟さんをこの件に関しては許せないと、今でも思いますか？
- 信一郎 はい、変わりません。
- 今井 他に何か、ありませんか？ それでは、終わりますのでご苦勞様でした。

\*\*\* 弁護側の証人花村恵子 \*\*\*

- 今井 今度は、弁護人側の証人尋問ということで、花村恵子さん、いらっしゃいますか？ お名前は、なんと言いますか？
- 花村 花村恵子です。
- 今井 年齢・職業等は、そこに書いてある通り間違いないですね？
- 花村 はい。
- 今井 それでは、これからあなたに対して証人ということで、お話しを伺います。最初にウソを言わないということで宣誓をしてください。宣誓書を手に持って、声を出して宣誓してください。
- 花村 「宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。」 証人、花村恵子。
- 今井 宣誓の意味はわかりますね。

■花村 はい。

■今井 故意にウソをつくとか、偽証罪で罰せられるので注意して、真実をありのまま述べてください。椅子がありますから、引いて座ってください。それでは、弁護人から。

\*\*\*

■生徒 弁護人側から、質問させていただきます。身体にキズがないと申されていますが、被告人と先ほどの証人であった、信一郎さんの証言に食い違いが生じているんですが、本当に見たことがなかったんですか？ 顔のところにあったとおっしゃられていましたけれど、それも見たこともないと？

■花村 はい。

■生徒 本当に見たことがないと？

■花村 はい。

■生徒 花村さんから見て、被告人の大二郎さんは、被害者の前川キミさんに対して、いつもどのように接していましたか？

■花村 そうですね、会社を辞められて、それからずーっと、四六時中一緒に居ました。公園なんか行く時も、ずーっと一緒でした。

■生徒 いつも、見張っていました？

■花村 ついていました。

■生徒 花村さんから見て大二郎さんは、いい人に見えますか？

■花村 はい、見えました。階段やなんかも、手を添えて「お母さん、お母さん」と言いながら、歩くんですよ。優しい人でしょう。

■生徒 もし、執行猶予が付いて、家の近くに住むようになって、花村さんは安心して生活が出来ますか？

■花村 はい。

■生徒 またこのような事件を起こすことがない、と思いますか？

■花村 だって会社辞めて、お母さんの面倒をみたような人なのよ。そんな人が、あんな事件を起こすなんて思えないんだもん。

■生徒 以上です。

■今井 以上ですか？ 他にありませんか？ 弁護人に尋問はありませんか？

■生徒 今のところありません、聞いてから……。

■今井 はい、わかりました。では、検察側。

\*\*\*

■生徒 先ほどの質問でありましたように、信一郎さんが言うには、顔にアザがあったと、それを見ていないと。知らないとおっしゃっていましたが、よく立ち話をしていたということなんですが、顔にあれば、気付くはずだと思うんですが、その辺はどうなんですか？

- 花村 私は気が付かなかったのよね。
- 生徒 次に質問で、キミさんは認知症ですが、キミさんの話していたことは100%肯定出来ないとは、花村さん、思いますか？
- 花村 2年前くらいから痴呆症があるかなあと感じていましたけれど、それほど長い話しをしないんですよ。
- 生徒 てことは、周りの皆さんが、近所の方々が、キミさんの相手をしなくなったという、言い分なんですけども、つまり、あなたもキミさんの言い分を聞いていなかったということですか？
- 花村 犬を飼っているもので、犬が、あっち行ったり、こっち行ったりして、長い話が出来なかったの。
- 生徒 ということは、キミさんがSOSを話していたとしても、それを聞けなかったという可能性はあるということですか？
- 花村 ごめんなさい、私、SOSだか、なんだか、わかんないわ。
- 生徒 家庭内暴力を受けて助けてほしいとか？
- 花村 そんなことない。大二郎さんは、大二郎さんは……；そんな人じゃないもの！
- 今井 証人は聞かれたことだけに、答えてください。
- 花村 はい……。 (しょぼん)
- 生徒 キミさんとは、他の人に比べてよく話していたと認識してよいですか？
- 花村 お友達じゃなかったんじゃないかしら、いつも大二郎さんが一緒にいたから。
- 生徒 では、過去に行方不明になったことがあったって言いましたが、その時に介護認定を勧めたりはしましたか？
- 花村 しません。
- 生徒 それは、なぜですか？ なぜか、理由を聞いてもよろしいですか？
- 花村 私、おせっかい嫌いなよ。
- 生徒 キミさん宅の中の様子は知っていますか？
- 花村 わかりません。
- 生徒 キミさんが叫び声をあげて、それを聞いたことは？
- 花村 ありません。
- 生徒 では、キミさんの家庭のことは、あまり詳しくは知らないということでもよろしいですか？
- 花村 外で会う時くらいしか、わからないわ。
- 生徒 以上です。
- 今井 他に。では、弁護士、再尋問、何かありますか？ 担当外の人でも……。聞いておかないといけないこと、何か？ ちなみに昨日の法廷では、もっと後ろから、質問が出ていましたが……。よろしいですか？

\*\*\*

- 今井 それでは、裁判所のほうから、若干、質問がありますんで。

■生徒 キミさんが痴呆症になる前に、キミさんのだんなさんから家庭内暴力を受けていたのは知っていますか？

■花村 はい。

■生徒 キミさんの顔に、アザは見られなかったと言いますが、きちんと見えていなかったのではないですか？

■花村 私は、わからないわ。記憶にないの。

■生徒 旦那さんから受けて出来たアザっていうのは、キミさんにはありましたか？

■花村 洋服の中かしら。

■今井 それでは、私から、お伺いしますけれども。あなたとキミさんは認知症になってからは疎遠になったみたいですけど、それまでは、かなり親しかったんですか？

■花村 はい、子供が同じ学年の子供がおりましたんで、よく立ち話や、お茶したりしていました。

■今井 今回の事件はね、あなたの親しくしていた友達が亡くなった事件なんですけれども。キミさんの息子さん、弟さんの方ですが、息子さんに蹴られて、亡くなるという事件なんですけれど、あなたとしてはこの事件、どういうふうにお考えですか？

■花村 あの優しい大二郎さんが、そんなことするなんて思えなかったわ。

■今井 思えないということなんですけどね、先ほど、罪状認否で大二郎さんは、私がやったことに間違いがないと……。あなたは、そんなことはないと思っているようですけど、実際、事実としては、そういうことをやったらいいんですよ。どうしてそんなことになったと、あなたは思いますか？

■花村 それは介護が大変だったんじゃないかしら。四六時中、大二郎さんはキミさんのことを全部、一生懸命みていたから疲れたんじゃないかと思うの。

■今井 そうすると、あなたとしてはね、友達が亡くなったということで、大二郎さんの裁判をやっているわけなんですけれど、大二郎さんに対してどういうふうに……。

■花村 あんな優しい人が、キミさんはかわいそうだけど、大二郎さんこれからも生きていかなくちゃいけない。刑に服して、頑張って生きてほしい。

■今井 はい、それでは終わりました。ご苦労様でした。

\*\*\* 被告人質問 (前川大二郎) \*\*\*

■生徒 まず、あなたが何をされたかお尋ねしますが……。

■大二郎 トイレに行ったところ、母が間に合わずに漏らしてしまっただと。その後、掃除をするから待っていてくれと言ったんですけど、私が風呂場にバケツで水を汲みに行って戻って来たところ、母が自分で掃除をしようとして、そこら辺に広げていたのを見て、「介護をしている自分の身にもなってみろ」と言ったところ、「お前がノロノロしているから悪いんだ」というふうなことを言って、腹がたってしまったのがあります。ただ腹がたっていたんですが、母の足元のほうにも汚れが

ありましたんで、それを拭こうと思って、どかさうと思って、「どけ！」と動かそうとしたところ、こういうことが起こってしまいました。

■生徒 殺す気はなかったんですか？

■大二郎 まさかああいうふうなことになるとは思っていませんでした。

■生徒 一日にどれくらい介護をしていますか？

■大二郎 一日中です。

■生徒 ずっと？

■大二郎 はい。

■生徒 顔以外にアザはありましたか？

■大二郎 古いアザが、入浴の手伝いをした時に古いアザがあったのを覚えています。

■生徒 介護認定を受ける気はあったんですか？

■大二郎 母は認知症ではありましたが、足腰が丈夫でしたので、介護度が低いと以前、ヘルパーの方から、伺っていましたので、あまり役にたたないと思いました。

■生徒 信一郎さんは介護、手伝ってくれていましたか？

■大二郎 いえ、基本的には私が全てやっておりました。兄からは、時々、弁当を届けてもらっていました。

■生徒 老人ホームに入れなかったのは、なぜですか？

■大二郎 やはり施設に入れるのは、もともと、私が言うのもなんなんですが、かわいがってもらっていたと思っていますし。離れ離れになってしまうのも、母としても本意ではないだろうと先に考えてしまいまして。介護もそんなに便利ではないのなら、自分の出来る範囲でやればいいんじゃないかということがありました。

■今井 ほかにありませんか。いいんですか？ 先ほども申しましたが、今日の法廷は弁護人の質問が少なくて。被告人が、実刑になるのか、執行猶予になるのか？ 人生を左右する判断を我々裁判所が判断しなければいけないので、もう少し、質問なからうかなと、裁判長としては思うんですけど。

また、話を聞いて弁護人のほうは、なんとしてでも救いたいという気持ちをもう少し強く出していただけると裁判所は考えやすいと思いますし……。いかがですか？

\*\*\*

■今井 では検察官。

■生徒 前の職業は何に就いていましたか？

■大二郎 町工場で働いていました。

■生徒 なぜ、リストラされたんですか？

■大二郎 もともと、小さな工場で、従業員の数も多くなく、最近では、不況もありまして、受注が減りまして、結局、歳を取っている者から辞めさせられるというかたちになってきました。

■生徒 リストラされた時、貯金はどれくらいありましたか？

■大二郎 もともと給料もそんなによくなかったですし、せいぜい3〜40万だったかと思うんですけど。

■生徒 なぜ、今まで働こうとしなかったんですか？

■大二郎 あのを、この歳になると、職安に行ってもなかなか、年齢制限で引っかかってしまったりとか、アルバイトに関しても同様のことがありますし。それに加えて母の認知のほうもありましたんで、なかなかそういうことが出来る状態ではなかったんです。

■生徒 働こうとしましたか？

■大二郎 やはり、働かないと生活は苦しいので……。

■生徒 年金で生活しているとおっしゃっていましたが、年金はどのように使われていたんですか？

■大二郎 15万ある年金のほとんどは、やはり、食費・光熱費等でなくなっていきました。

■生徒 年金でなぜ、施設に入れようと思わなかったのですか？

■大二郎 先ほど申しましたように、もともと二人で暮らしてきましたし、母は、私のことをかわいがってくれましたので、離れ離れになるのは不本意ではなからうかということ。15万の中で自分の出来ることをやればいいんじゃないかと、いうふうに思っていました。

■生徒 キミさんは施設に対してどう思っていたんですか？

■大二郎 それに関しては、本人から直接聞いたことはないのわかりません。

■生徒 なぜ、聞こうとはしないんですか？

■大二郎 これは、私の推測ですが、認知が始まって、そういうところがどういうところか、わからないというふうな思いがあったからです。

■生徒 では、自分が働いて施設に入れようとは思わなかったんですか？

■大二郎 働こうにもなかなか、働き口が見つからないという、それは難しい。

■生徒 前から暴力を振るっていたとありましたが、介護を続けたら、どんどん暴力がエスカレートするのでは、とは考えませんでしたか？

■大二郎 いえ、そんなふうには思っていませんでした。

■生徒 介護はいつごろから始めたんですか？

■大二郎 母の認知症の始まった2年前からです。

■生徒 日ごろは、どのような介護に関わっていましたか？

■大二郎 母は、徘徊をする癖がありましたので、2〜3時間徘徊をする、それに見失わないように付きっきりになったりですとか、食事の世話、炊事、洗濯。

■生徒 解剖の結果、キミさんの身体からは、古いアザがいっぱいありましたが。それは、なぜ出来たかわからないんですよね？

■大二郎 はい。

■生徒 つきっきりで介護していたのに、なぜアザが出来たのかわからないのは、おかしくありませんか？

■大二郎 風呂場で洗っている時にアザがあるのは知っていました。それがいつできたということは、わかりません。

■生徒 一日中介護していたのなら、気づくはずなんじゃないですか？

■大二郎 怪我があったことに関しては気づいていました。

■生徒 過去に暴力を振るったとありますが、どのような時に暴力を振るったんですか？

■大二郎 介護に疲れる時がありまして、そういう時にイラッとして、そういう時に平手で叩いたりとかっていうことがありました。

■生徒 キミさんにとっては、暴力を振るわれるくらいなら、施設に入れたほうが良かったと思わなかったのですか？

■大二郎 それは母の意見を聞いていないので、なんとも申し上げられません。

■生徒 事件の前日にも同じようなことがあったんですよね？

■大二郎 はい。

■生徒 それならば、対処の方法を変えて、そうすればキミさんも変わったんじゃないですか？ 反省して、キミさんも変わったんじゃないですか？

■大二郎 どのような対処ですか？

■生徒 キミさんが、排泄をしてしまって、一旦、キミさんを違うところに、安全なところにどかしてあげてから、自分がタオルとかを持ってくれば、汚したりしなかったんじゃないですか？

■大二郎 やはり動かすことによって他の部屋にも汚れが広がる恐れがあったので、それは出来ませんでした。

■生徒 大二郎さんは、花村恵子さんとは、どのような関係だったのですか？

■大二郎 母が親しかったので……。私はそれほど一緒に話したことはありませんが。認知が始まって付き添うようになってからは、母に話しているのは聞いていました。

■生徒 では花村さんとキミさんが親しかったのは承知の上ですか？

■大二郎 花村さんは、見かけたら挨拶をしてくれたりとか、本当に親切にしてくれたな、というふうに感謝しております。

■生徒 ならば、施設に入れるのがかわいそうというのであれば、自分の暴力がエスカレートしそうな時に花村さんに助けってもらったりとかいう選択肢はなかったんですか？

■大二郎 やはり家族のことですし、あの方に迷惑を掛けるというのは、私の本意ではございません。

■生徒 それでは、母キミさんに大二郎さんはかわいがられたというのは……。大二郎さん自身は、キミさんのことをどう思っていましたか？

■大二郎 母ですから、非常に大切には思っていました。

■生徒 大切に思っている人を自分の手で殺してしまったということで、どうすれば、この罪を償えると考えているんですか？

■大二郎 自分自身反省して生きていくのが、死んでしまった母への償いかなというふうに思っ

おります。

■生徒 何回か暴力を振るったと言いましたが、なぜ、行動を抑えられなかったら施設に入れなかったんですか？

■大二郎 そんなに頻繁に起こることでも、頻繁に暴力を振るうことでもないですから。やはり普段、そんなにひどい状態でもなかったの、とにかくやはり施設に入って寂しがるのが、一番かわいそうだなあ、というのが先行しております。

■生徒 兄の信一郎さんは、大二郎さんに施設に入れることを勧めていましたが、大二郎さんはそれを拒絶したんですよね？

■大二郎 ええ。

■生徒 では、そのことによってキミさんが家で、徘徊や失禁をしても、カッとなったとか、イライラしたとかで蹴ってはいけないと思うんですけど、どう思いますか？

■大二郎 本来やってはいけないことをやってしまったと思っております。

■生徒 いままで殴ってキミさんはどんな反応をしましたか？

■大二郎 疲れというのもありましたし、何かするにつけて反発をするという、腹立ちなどもありました。

■生徒 最後に、母キミの年金を自分のために使っているということがありましたか？

■大二郎 その日に生活をするために使っていたので、たしかに私自身もそれにあやかっていたというのはウソではないですが、その年金を基本的には、母のために使っていました。

■生徒 信一郎さんに施設に入れると言われましたよね、それどう思いましたか？

■大二郎 確かに兄の言っていることもわかるんですが、ずーっと介護をしてきたし、その以前から一緒に住んできた人間としては、施設に入れるのは、やはりかわいそうだという思いが先行していました。

\*\*\*

■今井 弁護士、再主尋問で。

■生徒 過去に暴力を振るったことがあるんですよね？

■大二郎 数回あります。

■生徒 その時に今回の時のように暴言を吐かれたことはありますか？

■大二郎 はい、ございます。

■生徒 事件のあったその日の夜は、結構、疲れていましたか？

■大二郎 はい、日ごろから……。最近は風邪のほうかひどかったですし、いつ何が起こるかかわからない状態だったので、夜もおちおち眠れない状態が続いておりました。

■生徒 わかりました。以上です。

\*\*\*

■今井 では、裁判所のほうから、聞きたいことがあったら。

■生徒 以前、暴力を振るった時に、キミさんに対して申し訳ないと思いませんか？

■大二郎 やはり、やってしまったから冷静になって、なぜあんなことをしてしまったのかと思いました。

■生徒 この以前にキミさんに暴力を振るったことで、裁判沙汰になったことはありませんか？

■大二郎 いえ、ございません。

■生徒 先ほど、介護認定のことが出たんですけど。もし、キミさんの足腰が丈夫でなかったら、介護認定を受けると考えましたか？

■大二郎 介護を受けなかった理由としては、足腰が丈夫なので。ただ、私自身で介護できるであろうというのがありましたから、もしそういう状態であったなら考えが違っていただかもしれません。

■生徒 蹴ってしまった時に、軽く蹴るというのは、出来なかったんですか？

■大二郎 私としては、蹴った時に強く蹴ったつもりはございません。

■生徒 花村さんは、キミさんは清潔だったと言っていますが、毎日のようにお風呂に入っていたんですか？

■大二郎 私が付き添って入れておりました。

■生徒 先ほど、軽く蹴ったつもりとおっしゃいましたが、蹴った時、大二郎さんは、カッとなっていたんですよね？

■大二郎 はい、半分はそうです。

■生徒 カッとなっていた状態で軽く蹴るというのは、出来たんですか？

■大二郎 そこら辺は年寄りですから、私としては軽くであっても、力を入れているはずはないです。

■生徒 以前、暴力を振るわれていたと言っていましたが、どういう暴力をふるわれたんですか？

■大二郎 平手で叩いたこともありますし、突き飛ばしたこともありました。

■生徒 カッとなった時に、多少弱くしたというならば、優しく言うとかそういうことは出来なかったんですか？

■大二郎 そこまでは……。

■生徒 以前、暴力をふるってアザは出来ましたか？

■大二郎 いえ、そんなことはないと思います。

■今井 私のほうから、最後に2, 3お聞きます。あなたとしては、加害者でもありながら、被害者が母親、小さい時からかわいがられていて、一緒に生活したいとお互いに思っていたんだろうなど、そういうことですよ。そういう気持ちがあつたあなた自身にストレスがあつたにせよ、実の母親に対して、今は後悔があつても、軽くするにしても蹴飛ばしてしまう、これは矛盾しているように聞こえるんですけど。

■大二郎 はい、基本的な考えとしては、施設に入れるのはかわいそうという、その反面、申し訳なかったんですが……。

■今井 被害者のお母さんの遺族としては、あなたと、お兄さんである信一郎さんいますね。信一郎さんに対しては、あなたは、どういうふうな気持ちがありますか？

■大二郎 起こってしまったことに対して、まず、申し訳ないという気持ちがあります。それと同時に自分の親なんだから、お互いに協力しあえたらよかつたのではなからうか、というふうにも思っています。

■今井 そうすると、あなたの気持ちの中でも、お兄さんに「手伝ってほしいなあ」という気持ちがあったということですか？

■大二郎 はい、もし、そういうことがあれば、そういうふうにはならなかつたのではなからうかというふうに思います。

■今井 他に検察官？ 弁護人？ はい、それでは終わりました。席に戻って下さい。

\*\*\* 論告求刑・弁論 \*\*\*

■今井 それでは、開廷いたします。本日は、証拠調べが、全部終わったということで、検察官・弁護人からご意見を伺いたいと思います。まず検察官、論告そして、求刑をお願いします。

\*\*\*

■生徒 本件事実は、被告人も認めており、証明十分です。検察官は被告人に対し傷害致死罪を適用して、懲役5年を求刑します。そして被告人は、実刑に処されるのが相当だと考えます。

以下、その理由を述べます。被告人の母キミの顔にアザがあったことは、兄、信一郎の証言により、被告人の暴力によって受けたものであると考えられる。以上のように介護に対しストレスを感じることが、たびたびあり、暴行を加えることがあったならば、施設に送るという選択もあった。被告人は、信一郎の証言により、アルバイトをする素振りも見せようとせず、母キミの年金を生活費として、一緒に住んでいたと考えられる。つまり被告人は、解決策があったにも関わらず、今回この事件を起こし実の母であるキミを死に至らせた。

以上のことから、被告人を懲役5年に処するのが相当だと考えます。

■今井 他に今の検察官の意見について補足することはありますか？ それでは、弁護人の弁論をお願いします。

\*\*\*

■生徒 本件事実は被告人も認めており、有罪であることは争いません。検察官は傷害致死罪を適用して、懲役5年を求刑しましたが、弁護人はこれを大幅に減刑して、被告人を執行猶予にするのが相当と考えます。

以下、その理由を述べます。まず、被害者は痴呆であり、被害妄想を言うこともあり、殴られたというのは、証拠にはならないのではないのでしょうか？ 古いアザというのは、過去のお父さんに殴られた傷がまだ残っているという可能性も考えられるので、証拠としては不十分だと思います。

そして、介護施設に関することなんですが、ヘルパーの人に介護認定を受けてもほとんど金の無駄になるだろうということを言われているので、介護を受けなくてもおかしいことではないだろうし、介護施設に入れることに関しては、自分の親なので、さすがに離れ離れになるのも、「かわいそ

うだな」というのも納得いきますし、さっき被告人が言っていたように、本心だろうといっても不自然はないと思います。なので、介護認定を受けないのは、おかしいことではないと思います。また、年金をあてにして、働かなかったと言っていますが、働く意思がなかったわけではなく、介護施設に入れないとしているので、自分の家で面倒見ざるをえません。そうすると、働くのは必然的に不可能になるのではないのでしょうか？

今回、被告人はものすごく反省しているので、刑務所に入れる必要はないと思うので、それに、執行猶予期間に、周りの人の目とかそういうものもあるので、かなり反省して、再犯などは起きないと思います。また、花村さんが言っていたように、被告人は周りからいい人というふうに見られているので、近所の人でも不安というものはないと思うので、執行猶予でよいと思います。

■今井 よろしいですか？他に付け加えることはないですか？

\*\*\*

■今井 被告人前に立ってください。これで全ての審理を終わることになります。最後に被告人にお伺いしますが、何か言いたいことがあれば、付け加えてください。

■大二郎 まさかこのようなことになってしまうとは、思いませんで、今は申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。

■今井 では、次回判決の言い渡しをいたします。本年〇月〇日午前11時45分。この法廷で判決を言い渡します。

\*\*\* 判決言い渡し \*\*\*

■廷吏 起立、礼、着席。

■生徒 それでは判決を言い渡します、被告人は前に立ってください。

■今井 被告人、前川大二郎ですね？

■大二郎 はい。

■生徒 主文、「被告人を懲役3年に処する。この裁判が確定した日から、5年間、執行を猶予する。」以下、執行を猶予した理由を言います。

まず、被告人の反省の余地が見られるということ、また、今回の事件は突発的なことであり、計画性がなかったということ、また、被告人・前川大二郎が、今後、社会に影響を及ぼすと考えにくいということ、また被告人の被害者キミに対する介護は十分であったといえるので、執行猶予をのばしました。何で、執行猶予をのばしたかという、地域で彼の更生を促すためです。

もう一度、主文を繰り返します。「被告人を懲役3年に処する。この裁判が確定した日から5年間執行を猶予する。」以上です。

■廷吏 起立、礼、着席

## \*\*\* 講 評 \*\*\*

■今井 お疲れ様でした。3時間くらい授業をしたんですけどけれど、結論から言うと、懲役3年、執行猶予5年とするという判断になりました。非常に難しい事案で、最後の最後まで悩んだ結果なんですけども、実は、昨日、AクラスとBクラスの裁判をやったのですが、同じ被告人、同じ証人、そういう形で進めましたけども、結果は、4年の実刑という、今日とまったく反対の結果が出ました。

裁判というのは、変な言い方ですけども、最初から結論が決まっているものではなくて、同じ証人、同じ被告人に対しても、いかなる質問をするか、裁判官がいかにか判断することによって、変わってくるということがお分かりいただけたかなあ、というふうに思っています。

僕は去年の7月から、君らと、みんなと授業やってきまして、僕が目から見ても、みんなが、この分野に限らずだと思いますけれども、成長してきているのが非常に感じます。人の意見をちゃんと聞けるような、そして考えるようになった。そして発言が出来るようになってきているのをすごく感じています。本当に1年間を通じて、こういう機会を私が与えていただけて、むしろありがたいというふうに思っています。これからも、この高等部に行くことになるんでしょうけども、がんばって下さい。先ほど、刑務官をつとめていた▽▽君のように、本学ロースクールに来ていただいて、是非、法曹家を目指していただきたいな、と思っています。

本当に今日のご苦労様でした。

## \*\*\* 総 括 \*\*\*

■今井 被告人役の萩原先生の意見を最後に聞きたいと思います。

■萩原 お疲れ様でした。昨日に引き続き、被告人前川大二郎をやらせていただきました、萩原でございます。

実は正直なところ、今日は執行猶予がつくと思っていませんでした。昨日のほうが、質問がかなり多かったんで、執行猶予がつくかなあと思っていたんですが、実刑だったと。裁判って難しいんだなあっていうのを感じることが出来ました。

今井先生がおっしゃいました、聞く人、話す人、考える人が変わるによって、変わるんだなあというのを実際に肌で感じさせてもらったというのは、本当に貴重な体験をさせていただいたなあというふうに思います。皆さんもこういう機会なかったでしょうから、いい経験が出来たんじゃないかと思います。この経験をこれからの学校生活に是非、生かしてやっていってくれたらなあと考えています。以上です。

■今井 どうもありがとうございました。中学生に対して、模擬裁判を裁判員裁判形式でやりましたけれど、途中、スキー旅行が入っていながら、一週間でここまでまとめあげられるというのは、すごいことだなと思いました。まだまだ、中学生は、あなどってはいけないな、というふうに本当

に、ここにいるみなさまが思ったと思います。

\*\*\*

■今井 ちょっと、時間あるので、証人役の、うちの顧問先のご夫婦なんですけれども、一言二言、お話しをお願いできますか？

■ご主人 昨日、今日と二日間にわたりまして、演技をさせていただきました。私が演技したのは、小学校3年の千夜一夜の盗賊の長靴を履いてやった演技と、隣りに居ます、かみさん貰う時にやった、親に対して演技をしたそれ、2回しかないんですけども、今日含めまして、私の人生まだ短いんですけど、3回演技をさせていただいて、大変いい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

■奥さま 初めての演技、がんばりました。どうしても大二郎さん助けたかったんです。ありがとうございます。

\*\*\*

■先生(統括) はい、皆様、お疲れ様でした。スキー教室の合間を縫って、各クラスがんばったと思います。

最初に今井先生におっしゃっていただきましたが、本当にみんなこういう形で貴重な経験をね、中学3年生に出来たんだと思うんですよ。誰でも経験、体験できることではなくて、本当に今回こうやってきたことを、いろんな場面に活かしてほしいと思うことがありますね。ぼくら普段生活する時にいろんな揉めことが起こるし、それはみんなの学校生活の中でも同じだと思うんですよ。そういう時に言い分、両方の意見を聞いて、冷静に判断する。生活の中で大切なこと、みんなが一緒にみんなで生活、平和に生活していく上では、欠かせない事柄だと思うんですね。そういったことを今回、体験させてもらって。

今井弁護士には、合計何回でしたっけ。通年1年間。最初はどういうふうに授業をやっているか相談をしながら進めてきたんですけど、本当に1年間通して、今日は総まとめだったんですけども、各クラスに弁護士の方も付いていただいたし、今日、キャストとして参加していただいたこともあるし、この場所をお貸しくださった國學院大学の方、みんなのためにそういうことをしてくださって。

では、最後にきちんと、身の回りにいるお手伝いくださった方にお礼を言って終わりたいと思いますので、きちんと感謝の気持ちを込めて言ってください。はい、本当にありがとうございました。

■生徒一同 ありがとうございました。

(資料)

## 模擬裁判（裁判員裁判）配付資料

- \* ○月○日に実施する模擬裁判（於：國學院大學法廷教室）の資料です。
- \* 進行スケジュールは、別紙「裁判の流れ」のとおりです。
- \* 各クラスを検察官側か弁護人側に決めます。そしてクラスの生徒を以下の4つチームに分けて（但し、裁判官役4名を除く）、それぞれ役割を分担して準備します。
  - ① 証人前川信一郎に対する尋問をするチーム
  - ② 証人花村恵子に対する尋問をするチーム
  - ③ 被告人前川大二郎に対する尋問をするチーム
  - ④ 論告・求刑（検察官側）、弁論（弁護人側）を担当するチーム
- \* 各クラスの裁判官役4名は2クラスずつに別れ、裁判長役を入れて9名で裁判員裁判をつくります。
- \* ○月○日午後から、準備の個別授業を行いますので、生徒は事前に資料を一通り目を通しておいて下さい。

\*\*\*\*\*

## 事件の概要

## （それまでの経緯）

被告人前川大二郎（55歳）は、被害者である母前川キミ（80歳）と、都営アパートで同居していた。大二郎には婚姻歴は無く、独身。大二郎は、3年前リストラにあい、無職となった後は就労していない。キミの年金（月額15万円）のみが世帯の収入となる。

大二郎には、兄信一郎（58歳）がいる。信一郎は、世田谷区にて妻・子一人と生活。弁当屋を経営。

母キミは、2年前から痴呆の症状が出始め、徘徊、失禁、被害妄想などが見られるようになったが、介護認定は受けていなかった。大二郎は、徘徊する母に毎日のように付き添わざるを得なかった。キミは深夜に排泄のために起きるが、トイレまで間に合わないことも度々であった。

またキミは、被害妄想があった。自分で様々なものをたん筒の奥や台所の角などにしまいこんでは、「なくなった、泥棒が入ってきて盗られた。」などと騒ぎ、その度に家中を探し回らなければならなかった。「食事を取らせてもらえない。」などと近所の人に言ってまわったこともあった。

大二郎は、もともと人付き合いが苦手で家にこもりがちであったため、キミがこのような状態になっても誰かに援助を求めることもせず、気晴らしもできないまま、一人でキミの介護にあたっていた。

兄の信一郎は時折キミの様子を見に来ており、キミの症状の悪化を知って、キミを施設に入所

させその年金を入所費用にあてることを提案し、大二郎には自活するよう話していたが、大二郎がそれを拒絶していた。

### (事件の様子)

2008年2月3日午前2時ころ、キミは排泄のため起きあがったが、数日前からの風邪による下痢のために、その日もトイレまで間に合わず、ベッド脇で便を漏らし、パジャマだけでなく、シーツや布団、畳まで汚してしまった。その前日にも同じ失敗をしていた。

大二郎は、掃除をして着替えをさせようと、キミにはその場を動かないように言い、風呂場まで急いで行きお湯を入れたバケツとタオルを用意して戻ったが、キミが自分できれいにしようとして汚れを一層広げていた。戻ってきた大二郎は、前夜も同様のことがあったため、思わずカッとなって、「何度言ったらわかるんだ。こんな夜中に糞の始末をさせられる俺の身にもなってみろ。」と怒鳴りつけてしまった。するとキミが、「お前がノロノロしてるからだ。」などと述べて反抗的態度をとった。カッとなった大二郎は、「どけ」と言いながら、キミの腰部を足蹴したところ、キミは転倒し、頭を強く打ってしまい、搬送先の病院で、外傷性くも膜下出血に基づく脳圧迫により同日午前6時ころ死亡した。

大二郎は、キミの足元を掃除するためもあって、蹴飛ばしたのであるが、頭を打って死亡するとは思っていなかった。

キミがぐったりしたために、大二郎は、慌てて119番通報して事件が発覚し、大二郎は逮捕された。

### (裁判の経過)

大二郎は、同年2月25日、母キミに対する傷害致死罪で起訴された(資料①)。

裁判で、検察官は、兄の**前川信一郎**を証人として請求し、処罰感情が非常に強いことを主張(資料②)。

これに対し、弁護人は事実を認め、執行猶予を求めるとの弁護方針を立てた。そこで、大二郎が母キミを熱心に介護していたことを立証するため、近所に住む被害者キミの友人**花村恵子**を証人として請求(資料③)。また、**被告人質問**で、被告人大二郎の介護疲れ、突発的行動、暴行の程度が軽いこと、反省などを立証(資料④)。

検察官の求刑は、懲役5年。

はたして大二郎に執行猶予をつけるべきか、否か。

### (参照条文)

刑法第205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期懲役に処する。

刑法第25条1項 次に掲げる者が3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することができる。(以下略)

## (別紙) 刑事裁判の流れ

10:00	冒頭手続	人定質問 起訴状朗読 権利告知 (黙秘権) 罪状認否
10:10	証拠調べ手続 検察官側立証 弁護人側立証	検察官・弁護人の冒頭陳述 (省略) 証人 前川信一郎 (被告人の兄) (約20分) 証人 花村恵子 (被害者の友人) (約20分) 被告人質問 (前川大二郎) (約20分)
11:00	論告・弁論	検察官の論告求刑 (15分以内) 弁護人の弁論 (15分以内) 被告人の最終意見陳述
11:50	判決言い渡し	

手控え資料① (検察官チームと指導弁護士)

@ 検察官の起訴状朗読を生徒に行わせるかどうか。

@ 2 検察官の冒頭陳述を生徒に行わせるかどうか。(時間との兼ね合い、要検討)

手控え資料② (前川信一郎役と指導弁護士)

(検察官側証人) 前川信一郎に対する予定質問

手控え資料③ (花村恵子役と指導弁護士)

(弁護人側証人) 花村恵子に対する予定質問

手控え資料④ (被告人役と指導弁護士)

(被告人) 前川大二郎に対する予定質問

手控え資料⑤ (指導弁護士) 検察官の論告求刑チーム用

検察官論告フォーム

手控え資料⑥ (指導弁護士) 弁護人の弁論チーム用

弁護人弁論フォーム

手控え資料⑦ (指導弁護士) 裁判官チーム用

裁判官判決フォーム

\* いずれも省略

## 起 訴 状

平成20年2月25日

東京地方裁判所 御中

東京地方検察庁

検察官 検事 農大 一高

下記事件につき公訴を提起する。

## 記

本籍 東京都世田谷区桜3丁目33番

住居 世田谷区桜3丁目33番1号

東京都住宅供給公社桜本町第1住宅2号棟713号室

職業 無職

(勾留中) 前川 大二郎

昭和25年1月22日生

## 公 訴 事 実

被告人は、平成20年2月3日午前2時ころ、東京都世田谷区桜3丁目33番1号所在の東京都住宅供給公社桜本町第1住宅2号棟713号室前川キミ宅において、母である前川キミ（当年80年）に対し、その腰部を足蹴して転倒させる暴行を加え、同女に外傷性くも膜下出血の傷害を負わせ、よって、同日午前6時ころ、東京都渋谷区東4丁目10番28号所在の渋谷病院において、同女を上記傷害に基づく脳圧迫により死亡させたものである。

## 罪 名 及 び 罰 条

傷害致死 刑法第205条

## 前川信一郎（58歳）の言い分

- 1 私は、被告人前川大二郎の兄です。  
仕事は、女房と二人で弁当屋をやっています。
- 2 弟に殺されたお袋は、私には厳しくてよく叩かれもしましたが、弟のことは、大きくなっても、大ちゃん、大ちゃんと呼んで、ずいぶんかわいがっていました。学校を出て成人になってからも、お袋はちよくちよく弟に小遣いをやっていたみたいです。  
お袋は、私たちが小さかったころから、親父がしょっちゅう酒を飲んで暴れて、挙句の果ては、借金だけ残して女を作って出て行って、それからお袋は女手一つで私らを育ててくれました。ずいぶん苦労したと思います。それなのに弟は恩を仇で返すようなことをしてしまいました。
- 3 お袋は、よく分かりませんが、だいたい2年前から認知症の症状が出始めたと聞いています。被害妄想とか、徘徊、おもらしをしたり、食事を食べたのに食べさせてもらえないと近所の人に言ったりしていると聞いています。  
お袋の介護について、私は、弟に、「施設に預けたほうがいい、お袋の年金で十分預かってもらえるから。」と言ったのですが、弟は、「施設に預けるのはかわいそうだ。」と言っていました。私は、弟に働けといつも言っていたのに、働くそぶりをなかったので、本心かどうか分かりません。  
だいたい、私は、弟がお袋の介護をすることについて反対でした。というのも、前に、お袋の顔に、1、2度アザがあったことがあったので、どうしたのかと聞いてみると、お袋は、その時は、「転んだ」とは言ってましたが、何となくオドオドしていたので、どうも弟に殴られたんじゃないかと私は思っていました。
- 4 とはいえ、私たちも弁当屋で忙しくてお袋の面倒は見る事が出来ませんでした。ときどき弁当を届けたりしたことはありますが、女房と二人きりで朝から晩まで働いてやっと生きていけるようなものですから、私が施設にお金を出してやることもできませんでした。だから、お袋の年金で施設に預けた方がいいと弟に言ったんですが、弟はお袋の年金をあてにして働こうとしなかったんです。  
弟に、介護保険を利用しろと言ったこともあります。しかし、弟は、痴呆でも体が不自由じゃないと介護度が低いから役に立たないとか、金の無駄遣いだというようなことを言って聞きませんでした。結局、弟はお金をケチっただけだと思います。そのことでも弟と散々喧嘩しました。
- 5 今思えば、私が無理矢理にでも、お袋を弟から引き離しておけばこんなことにならずに済んだかと思うと悔しくて悔しくて夜も眠れません。  
私は弟に、「お袋がお前をどれだけ大事にしてきたと思ってるんだ！」と言いたいです。小

さいころ、仕事から帰ってくる時、ときどき私と弟の好物の大福を嬉しそうな顔して買ってきてくれた姿が今でも思い浮かびます。そういう姿を思い出すと、お袋が不憫で不憫で溜まりません。

いくら実の弟であっても絶対に許せません。

以上

## 花村恵子（75歳）の言い分

- 1 私は、亡くなった前川キミさんの近所に住んでいます。もう何十年も前から同じ都営住宅に住んでいますし、子どもたちの年も近かったから、外で会うとよく立ち話をしたりしてました。
- 2 キミさんが、認知症、いわゆるボケになったのは、2～3年くらい前からだったと思います。ちょっと挨拶するくらいならいいんですけど、ときどき、外で、誰か捕まえては、「財布が無い」とか、「家で食事をさせてもらえない」とか言うようになりました。最初は、みな知らなかったのですが、真面目に聞いてましたが、だんだん、おかしいことを言ってるのがわかるようになってきてから、最近では、みんなあんまりキミさんを相手にしなくなりました。

ここ半年くらいの間に、たしか二回ほど、キミさんが行方不明だっていって、警察も出てきて、近所中の人で探し回ったことがありました。しかし、その後は、大二郎さんがキミさんを四六時中見てて、外に出るときは必ずついて回るようにしていましたので、行方不明騒ぎはありませんでした。

大二郎さんは、もう毎日のようにキミさんについて回っていました。それこそ雨が降ろうが、雪が降ろうが、関係なく、大二郎さんは、よく見張っていました。
- 3 大二郎さんがキミさんを怒鳴りつけたりするのは見たことは私はありません。大二郎さんはおとなしい人ですから、暴力を振るったりすることもなかったと思います。私の目から見ても、大二郎さんは、よくキミさんの世話をしていたと思います。

また、キミさんの服装が汚れていたり、身体が汚かったり、臭さかったりと不衛生だったりということもありません。ボケもちょっと見では分からないので、ぱっと見たら普通のおばあさんでした。身体にキズがあったことも見たことはありません。
- 4 今回の事件を聞いて、大二郎さんはあんなに頑張ってたのにねえ、やっぱり大変だったんだなあと思いました。亡くなったキミさんも可哀想ですが、大二郎さんも気の毒に思います。

以上

## 被告人前川大二郎（55歳）の言い分

## 1 母の認知症は2年くらい前から始まりました。

認知症の症状としては特に徘徊が酷く、最初、2年くらいまえ、気づいたら母が家にいないことがあって、近所中大騒ぎになりました。そういったことがその後も2回ほどありましたので、それからは、一緒について回るようにしました。近所の口うるさいおじさんから、「年寄り一人くらいちゃんと面倒みろ」と文句を言われたこともありました。

母が亡くなるまで、母の徘徊はほぼ毎日ありました。だいたい夕方になるとふらっと出て行き、日によって違いますが、2、3時間はとめどもなく歩き回っています。

徘徊の他に、被害妄想もありました。「あれがない、これがない。」と言うくせに、結局自分でどこかにしまいこんでいて、誰かに盗られたと言っていました。

## 2 母と二人で生活していて大変だったのは、飯のしたくや掃除は慣れないから大変でした。母も食事を作ることもありましたが、作りかけて忘れてたり、作り方がわからなくなったりして、しかも、火を使わせるのが危なかったので、買ってきたものを食べるが多かったです。

深夜、トイレに間に合わなかったりとかもあって、まあ、実の母親の面倒を見るのは当然だとしても、大変は大変でした。

## 3 介護認定については、一度ケアマネージャーの人に来てもらったんですけど、体は動きまわったから、それだったら介護認定を受けても大したことはしてもらえないと言われました。介護度が1や2じゃ、大して役に立ちませんし、それなら自分でも出来ます。他人にいろいろ言われるのも嫌だったので、認定は受けませんでした。私も働いておらず、収入が母の年金しかなかったものですから、自分ができる程度のことなら自分が頑張れば良いと思っていました。

兄から施設に預ければと言われていましたが、やはり施設は可哀想なので、私が頑張れば良いと思っていました。

## 4 この度、私が、母を蹴ってしまったことは間違いありません。蹴ったのは1回です。

その時、夜中だったんですが、私が寝ていたら母のごぞごそする音で目が覚めて、母はトイレに行きたいようなことを言ったんですけど、もう間に合いませんでした。母は、その2、3日前から風邪を引いて下痢だったためか、間に合わず便を漏らしてしまいました。

私は、「すぐにきれいにするから、動かずに待っていて。」と母に言って、お風呂場からお湯を汲んできました。ところが、戻ったら、母は、自分できれいにしようとしたみたいで、かえってそこらじゅうに便が広がって、絨毯や布団まで汚れが広がってしまっていました。

実は、前の晩も同じことがあって、私も前の晩からほとんど寝てなかったので、カーッとなってしまう、母に、「掃除する俺の身にもなれ！」と言って怒鳴ってしまっていました。

それなのに母は、私に対して、「お前がノロノロするからだ。」みたいなことを口にしたので、私は、それを聞いて腹が立ってしまいました。

しかし、腹も立ちましたけど、とにかく掃除はしなければならぬと思いましたので、母の足元を掃除しようと思って、私は、「そこをどけ！」って強く言いながら、母の腰辺りを蹴飛ばしました。でも、そんなに強く蹴飛ばしたつもりはありません。

もちろん、まさかちょっと蹴ったくらいでは母が死んでしまうなんて思っていませんでした。

- 5 解剖の結果、母の体から古いアザがいくつか見つかったと聞きましたが、正直言って、これまで母にまったく暴力を振るったことがないわけではありませんでした。ただ、回数としてもそんなにはありません。

暴力を振るってしまったのは、やはり、被害妄想が酷かったりしたときに、私もイライラして、感情を抑えきれなくなったからです。

ただ、顔のアザは、母が顔はぶつけたことが1回あったので、私が殴ったりしたものではありません。身体の古いアザというのはよくわかりません。

- 6 今回、自分が蹴飛ばしたことで母が亡くなってしまい、なんであの時カッとなったのか、自分でも後悔でいっぱいです。